

大阪会議御中

会長の議事整理権について

2015年9月24日

大阪市長 橋下徹

(結論)

大阪会議会長には議事整理権が与えられているが、この議事整理権とは議事の順序等会議運営に必要な事項を決定する権利と解すべきである。

(理由)

大阪会議会長は大阪会議の委員による互選で選ばれた職であり、民主的正統性に裏付けられており会議運営に関する一定の権限を持つことは明らかである。

国会法55条の2第1項によれば、議長は議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができるが、この場合においてその意見が一致しないときは、議長はこれを裁定することができる、と定めている。つまり議長は最終的な決定権を有するのである。

したがって、選挙で選ばれた公選職の会議体である大阪会議においても、国会法の趣旨が妥当するのであり、議事の順序等会議運営に必要な事項については大阪会議で協議するも、そこで意見の一致が見られない場合は、会長が裁定を下す権利を有することは明白である。

憲法56条2項は両議院の「議事」は、通常、出席議員の過半数でこれを決する、としているが、国会法55条の2第1項によれば、議長は「議事の順序その他必要と認める事項」について裁定権を有する。すなわち「議事」と「議事の順序等会議運営に関する事項」は全く別ものであり両者を混同してはならないのであって、「議事」を会議体の多数決で決するからと言って「議事の順序等会議運営に必要な事項」までを会議体の多数決で決することにはならないのである。後者は大阪か会議で協議するも意見の一致が見られない場合には、最終的には大阪会議会長が決定すべきある。

以上